

鎌倉市保育所等保育料（利用料）月額表

対象年齢	0歳児～2歳児	0歳児～2歳児	3歳児～5歳児	3歳児～5歳児
認定区分	3号認定児童 (保育園部分)	3号認定児童 (保育園部分)	2号認定児童 (保育園部分)	1号認定児童 (幼稚園部分)
保育必要量	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定 短時間認定	教育標準認定

（単位：円）

国	市階層	定義	保育料（利用料）月額			
1	1	被保護世帯	0	0	0	0
2	2	市民税非課税世帯	0	0	0	0
3	3	市民税均等割のみの世帯	6,700	6,600	0	0
	4	市民税所得割 48,600円未満	9,000	8,900	0	0
4	5	市民税所得割 48,600円 ～ 64,800円未満	12,700	12,500	0	0
	6	市民税所得割 64,800円 ～ 80,900円未満	17,200	16,900	0	0
	7	市民税所得割 80,900円 ～ 97,000円未満	21,600	21,200	0	0
5	8	市民税所得割 97,000円 ～ 121,000円未満	26,600	26,100	0	0
	9	市民税所得割 121,000円 ～154,000円未満	33,700	33,100	0	0
	10	市民税所得割 154,000円 ～169,000円未満	40,600	39,900	0	0
6	11	市民税所得割 169,000円 ～213,000円未満	45,100	44,300	0	0
	12	市民税所得割 213,000円 ～257,000円未満	49,500	48,700	0	0
	13	市民税所得割 257,000円 ～301,000円未満	52,800	51,900	0	0
7	14	市民税所得割 301,000円 ～333,000円未満	54,700	53,800	0	0
	15	市民税所得割 333,000円 ～365,000円未満	56,800	55,800	0	0
	16	市民税所得割 365,000円 ～397,000円未満	59,000	58,000	0	0
8	17	市民税所得割 397,000円 ～456,000円未満	65,900	64,800	0	0
	18	市民税所得割 456,000円 ～515,000円未満	72,800	71,600	0	0
	19	市民税所得割 515,000円以上	79,700	78,300	0	0

- 上記保育料（利用料）月額表は、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、幼稚園（新制度移行園）のいずれかを利用し、市内に住所を有する児童の保育料について定めるものです。なお、家庭的保育事業については上記表の額に10分の7を乗じた金額（100円未満切捨て）とします。
- 上記所得階層区分は、4月分から8月分までは、前年度の市民税によることとなります。また、9月分から翌年3月分までは当年度の市民税による区分となります。
- 保育料の算定には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄附金控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除等の適用はありません。
- この表の対象年齢とは、保育の実施の日の属する年度の4月1日における年齢のことを言います。なお、1号認定に関しては満3歳に達した児童も3歳児として保育料の算定を行います。
- 3号認定児童の保育料について、同一世帯で就学前の児童が2人以上保育所等を利用している場合、年齢順に2人目以降無料となります。また、算定人数には認可保育所等、幼稚園、特別支援学校の福祉施設に入所又は利用している児童も含まれます。
- 3号認定児童の保育料について、市民税所得割合算額57,700円未満の世帯については、上記の年齢制限なく、第2子以降は無料となります。また、市民税所得割合算額77,101円未満のひとり親世帯等については、第1子から無料となります。
- 緊急に保育の実施を必要とする場合等で、月の途中で入退所した場合の保育料は日割り計算になります。
- この表の保育料以外においても利用施設により別途費用の掛かる場合がございます。保育料以外の実費徴収となる費用については各利用施設にお問い合わせください。
- 1号認定児童及び2号認定児童の保育料については無償としていますが、保育料算定に係る租税資料の提出は必要です。